

2月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
22	直方市指定有形文化財の指定について	文化・スポーツ 推進課

協議事項

番号	案件名	課名
-	-	-

報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども 育成課
2	直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	こども 育成課
3	直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	文化・スポーツ 推進課

その他

- ・ 3月行事について(学校教育課 当日配布)
- ・ 令和7年度教育施策要綱
- ・ 図書館内装リニューアルコンセプト
- ・ 総合教育会議について
- ・ 小・中学校卒業式(案)
- ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年1月15日～令和7年2月12日

1月	15	水	
	16	木	
	17	金	保幼小中高連携推進協議会第3回運営委員会（直方市役所）
	18	土	のおがた子どもアート大賞授賞式（直方谷尾美術館）
	19	日	第16回新春書き初め表彰式（イオンモール直方）
	20	月	
	21	火	植木中学校 市長表敬訪問
	22	水	
	23	木	
	24	金	文化財防火訓練（谷尾美術館）
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	学力向上検証委員会（直方市役所）
29	水		
30	木	教育要望（福岡県庁）	
31	金		
2月	1	土	
	2	日	令和7年直方文化連盟「新春懇話会」（エクセレントガーデン迎賓館）
	3	月	2月定例校長会議 学校規模適正化基本計画検討委員会（直方市役所）
	4	火	
	5	水	
	6	木	定例教育長会（書面開催） 大阪府箕面市議会行政視察（学校給食無償化等）
	7	金	市小中一貫教育本部会（直方市役所）
	8	土	西小アントレ販売活動（直方西小学校）
	9	日	
	10	月	
	11	火	菊地恵楓園作品展トークギャラリー
	12	水	定例教育委員会 第29回少年少女選抜レスリング選手権大会出場結果報告のための市長表敬訪問

教育委員会行事予定

令和7年2月13日～令和7年3月18日

2月	13	木	徹底反復学習研修会（上頓野小学校）		
	14	金	大阪万博招待チケット贈呈式（直方市役所）	議会2月 定例会告示	
	15	土			
	16	日			
	17	月	教育論文表彰式		
	18	火	教職大学院報告会（福教大）		
	19	水	ANAホールディングスとのフレンドリータウン協定式（直方市役所） 初任者研修閉講式		
	20	木			
	21	金	長期派遣研修員研究報告会（福岡県教育センター）	提案説明	
	22	土			
	23	日			
	24	月			
	25	火	理工系講演会（ズナイデン房子 氏）	一般質問	
	26	水	市中学校教科等研（直方第一中学校）	一般質問	
	27	木		一般質問	
	28	金		一般質問	
	3月	1	土		
		2	日		
		3	月	3月定例校長会議 市研究所2年次修了式（直方市役所）	
4		火		質疑(6年度)	
5		水			
6		木	定例教育長会（北九州教育事務所）	質疑(7年度)	
7		金	中学校卒業式	委員会	
8		土			
9		日	第9回福地小校区いきいきフェスタ2025		
10		月		委員会	
11	火		委員会		
12	水	小学校卒業式（直方南、直方北、感田、福地、植木、直方東小）	委員会		
13	木	小学校卒業式（直方西、新入、上頓野、下境、中泉小）	採決		
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				
18	火	定例教育委員会			

議案第 22 号

直方市指定有形文化財への指定について

直方市指定有形文化財について、別紙のとおり答申を受け、指定する。

令和 7 年 2 月 12 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 0 号の規定により提案するものである。

直教文 第 1107 号
令和 7 年 2 月 3 日

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司 様

直方市文化財専門委員会
会長 榊 正澄

答 申 書

コッペル社製貝島炭礦 32 号蒸気機関車は、日本国内に現存する同社製蒸気機関車(少なくとも 16 両)のうち、最も大型の部類に属する。輸入年は 1925 年(大正 14 年)と、これらのうちもっとも新しい部類に属している。

形式は 50 トン 1C1 サイドタンクで、旧国鉄の C12 形蒸気機関車より少し小さい。スリーピースのキャップ付き煙突、メリハリの利いた大きさのスティームドームとサンドームを持ち、煙室扉中心がボイラー中心より少し下がったところに位置すること、比較的大型にもかかわらずメインロッドが第 3 動軸にかかることなどが、ドイツ製機関車の特徴を表している。キャップ付き煙突はパイプ煙突に改装され、単式コンプレッサーが左サイドタンクの前につけられているが、ほかに改変箇所はなく原形をよく保っている。貝島炭礦専用鉄道の貝島炭礦第六坑(現宮若市大字長井鶴)・旧国鉄宮田駅間の石炭輸送に従事し、1976 年(昭和 51 年)まで稼働した。

明治期から昭和初期にかけて、日本の石炭の約半数を産出し日本の近代化に大きく寄与した筑豊炭田において、地方財閥として重要な役割を果たした貝島炭礦の専用線で、石炭輸送の一翼を担った。貝島炭礦は直方出身の炭坑経営者、貝島太助が起業した会社で、長く直方を本拠とし、近郊の旧宮田町や旧香月町はじめ各地に炭坑を展開した。当該機関車は後継者の貝島太市の時代に輸入されたものである。

貝島炭礦 32 号機関車は大正期の現存する貴重な輸入機関車である。明治・大正期の輸入機関車は、福岡県内では宮若市と小竹町に保存されている同じ貝島炭礦専用鉄道のアルコ社製機関車各 1 両、久留米市に保存されている旧大川鉄道のコッペル社製機関車 1 両が現存するのみで、これらはいずれも各市町の文化財に指定されている。以上のことから、その希少性に鑑み、直方市有形文化財として指定し保存することが相当である。

付 帯 決 議

同鉄道の庄司採砂場と各坑口をつなぎ、主に石炭採掘後の坑道を充填するための土砂を運搬したアメリカ・アルコ社製の貝島炭礦 22・23 号蒸気機関車(1919 年～1920 年製)は、それぞれ宮若市と小竹町の有形文化財に指定されている。これら機関車等に牽引され、土砂を運搬した無蓋貨車ロト 22 が、コッペル社製貝島炭礦 32 号機関車とともに並べて保存されている。積載重量 11 トン、側板が横に開く構造の 2 軸貨車で国産とみられる。この貨車は、自動連結器を備えた貝島炭礦 32 号機関車と異なり、アルコ社製貝島炭礦 22・23 号機関車同様ねじ式連結器を備えている。貝島炭礦 32 号機関車が牽引した貨車ではないが、同様に貝島炭礦において石炭産業に従事した車両であり、付けたり指定とし保存することが相当である。

直方市文化財指定に関する告示（案）

直方市文化財保護条例（昭和60年条例第18号）第4条第1項の規定に基づき、次の文化財を直方市指定有形文化財に指定したので、同条第3項の規定により告示する。

種別	名称	数量	所有者	所在地
有形 文化財	コッペル社製貝島炭 礦32号蒸気機関車	1両	直方市	直方市大字直方692番地4 直方市石炭記念館
	附 貝島炭礦口ト22 号無蓋貨車	1両		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

有第七号

直方市文化財指定書（案）

名称 コツペル社製貝島炭礦三十二号蒸気機関車 員数 一両

附 貝島炭礦ロト二十二号無蓋貨車 員数 一両

構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴

蒸気機関車 一 C一形タンク式蒸気機関車 全長九・六メートル

動輪直径一・二メートル

無蓋貨車 積載量十一トン側開き形二軸無蓋貨車 全長五・一メートル

右を直方市文化財に指定する。

令和七年 月 日

直方市教育委員会

所有者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の 年月日
直方市	直方市殿町七 番一号	直方市大字直方六九二 番地四 直方市石炭記 念館	

所有者	所有者の住所	所在の場所	変更の年月日

備考

次の場合には、この指定書を添えて届出なければならないこと
 になっています。

- 一 所有者が変更したとき。
- 二 所有者がその使命若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 三 所在の場所を変更したとき。

直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱（令和5年直方市告示第214号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（周辺住民等への事前説明）

第8条の2 申請者は、補助対象事業を行うにあたり、関係自治会の代表者等と協議の上、事前に周辺住民等に十分な説明を行い、調整を図るとともに、その概要について地元説明報告書（様式第1号の2）を作成し、市長に報告しなければならない。

第9条中「第7条の規定による協議をした」を「第8条の規定による協議結果の通知を受けた」に、「直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書（様式第2号）に」を「直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書（様式第2号）及び地元説明報告書（様式第1号の2）に」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号を次のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(<u>周辺住民等への事前説明</u>)</p> <p><u>第8条の2 申請者は、補助対象事業を行うにあたり、関係自治会の代表者等と協議の上、事前に周辺住民等に十分な説明を行い、調整を図るとともに、その概要について地元説明報告書(様式第1号の2)を作成し、市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第9条 <u>第8条の規定による協議結果の通知を受けた申請者は、直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書(様式第2号)及び地元説明報告書(様式第1号の2)に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>様式第1号の2(第8条の2関係)</u></p> <p>省略</p> <p><u>様式第2号(第9条関係)</u></p> <p>省略</p>	<p>(新設)</p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第9条 <u>第7条の規定による協議をした</u>申請者は、<u>直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書(様式第2号)に</u>必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に申請しなければならない。</p> <p><u>様式第2号(第9条関係)</u></p> <p>省略</p>

直方市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付申請書

直方市就学前教育・保育施設整備補助金交付要綱第9条に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助対象事業名 就学前教育・保育施設整備事業
2. 整備施設の名称
3. 補助金交付申請額 円
4. 添付書類
 - (1) 就学前教育・保育施設整備計画書（様式第2号別紙1）
 - (2) 見積書又は契約書及び積算内訳書
 - (3) 工事実施設計書及び位置図・配置図（修理、改造、整備の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。）
 - (4) 申請額算出内訳書（様式第2号別紙2）
 - (5) 収支予算書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士_____</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例

直方市附属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な計画についての調査及び審議に関すること。	12人以内

」を「

教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な計画についての調査及び審議に関するこ	12人以内

		と。	
	直方市中学校部活動 地域展開等検討委員 会	市立中学校部活動の地域展 開についての調査及び審議 に関すること	10人以内

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	直方市指定管理候補選考委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定、その他指定管理者制度の適正な運営のための調査及び審議に関すること。	7人以内	市長	直方市指定管理候補選考委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定、その他指定管理者制度の適正な運営のための調査及び審議に関すること。	7人以内
	直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証、又は見直しについて必要な事項の調査及び審議に関すること。	15人以内		直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会	直方市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証、又は見直しについて必要な事項の調査及び審議に関すること。	15人以内
	直方市隣保館運営審議会	直方市隣保館の円滑な運営についての調査及び審議に関すること。	15人以内		直方市隣保館運営審議会	直方市隣保館の円滑な運営についての調査及び審議に関すること。	15人以内
	直方市地域福祉計画策定委員会	直方市地域福祉計画の策定についての調査及び審議に関すること。	9人以内		直方市地域福祉計画策定委員会	直方市地域福祉計画の策定についての調査及び審議に関すること。	9人以内

直方市高齢者福祉施設等整備事業者審査委員会	高齢者福祉施設等整備事業者及び公的介護施設等の事業者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	5人以内
直方市高齢者保健福祉協議会	高齢者保健福祉施策の策定及び円滑な実施のための調査及び審議に関すること。	16人以内
直方市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所希望者及び入所中の者の措置の要否についての審査に関すること。	10人以内
直方市観光基本計画策定委員会	直方市観光基本計画の策定についての調査及び審議に関すること。	11人以内
直方市食育推進協議会	食育推進の総合的施策に関して必要な事項の調査及び審議に関すること。	18人以内
直方市農政推進協議会	直方市農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項の協議に関すること。	16人以内
直方市筑豊電気	筑豊電気鉄道の延伸計	10人以内

直方市高齢者福祉施設等整備事業者審査委員会	高齢者福祉施設等整備事業者及び公的介護施設等の事業者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	5人以内
直方市高齢者保健福祉協議会	高齢者保健福祉施策の策定及び円滑な実施のための調査及び審議に関すること。	16人以内
直方市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所希望者及び入所中の者の措置の要否についての審査に関すること。	10人以内
直方市観光基本計画策定委員会	直方市観光基本計画の策定についての調査及び審議に関すること。	11人以内
直方市食育推進協議会	食育推進の総合的施策に関して必要な事項の調査及び審議に関すること。	18人以内
直方市農政推進協議会	直方市農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項の協議に関すること。	16人以内
直方市筑豊電気	筑豊電気鉄道の延伸計	10人以内

	鉄道延伸計画技術検討委員会	画に関し必要な事項の調査及び審議に関すること。	
	直方市生活環境影響検討委員会	廃棄物処理施設に関して、専門的見地から環境への影響についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市農業委員会委員候補者選考委員会	直方市農業委員会の委員の候補者の選考に関する事項についての調査及び審議に関すること。	7人以内
教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な計画についての調査及び審議に関すること。	12人以内
	直方市中学校部	市立中学校部活動の地	10人以内

	鉄道延伸計画技術検討委員会	画に関し必要な事項の調査及び審議に関すること。	
	直方市生活環境影響検討委員会	廃棄物処理施設に関して、専門的見地から環境への影響についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市農業委員会委員候補者選考委員会	直方市農業委員会の委員の候補者の選考に関する事項についての調査及び審議に関すること。	7人以内
教育委員会	結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に関すること。	8人以内
	直方市文化財等に関する有識者委員会	直方市内に所在する国・県指定文化財及び国登録文化財の保存、活用、整備等に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。	10人以内
	直方市学校規模適正化基本計画検討委員会	市立学校の規模適正化に関する基本的な計画についての調査及び審議に関すること。	12人以内

	<u>活動地域展開等 検討委員会</u>	<u>域展開についての調査 及び審議に関すること</u>					
農業委員 会	直方市農地利用 最適化推進委員 候補者選考委員 会	直方市農地利用最適化 推進委員の候補者の選 考に関する事項につい ての調査及び審議に関 すること。	7人以内	農業委員 会	直方市農地利用 最適化推進委員 候補者選考委員 会	直方市農地利用最適化 推進委員の候補者の選 考に関する事項につい ての調査及び審議に関 すること。	7人以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。